

静岡県公安委員会規程第2号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく通知書等の様式に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年2月21日

静岡県公安委員会委員長 諏訪部 敏 之

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく通知書等の様式に関する規程の一部を改正する規程

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく通知書等の様式に関する規程（平成17年静岡県公安委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可等しない旨の通知)</p> <p>第2条 法第5条第3項又は第10条の2第4項の規定による通知は、様式第1号による決定通知書により行うものとする。</p> <p>(承認等の通知)</p> <p>第3条 公安委員会は、法第7条第1項、第7条の2第1項、第7条の3第1項又は第9条第1項に規定する相続、法人の合併若しくは分割又は構造設備の変更の承認をしたときは、当該承認の申請を行った者に対し、様式第2号による承認通知書によりその旨を通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理者の解任勧告)</p> <p>第4条 法第24条第5項の規定による管理者の解任勧告は、様式第4号による解任勧告書により行うものとする。</p> <p>(指示)</p> <p>第5条 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の9第1項、第31条の14、第31条の19第1項、第34条又は第35条の4第1項の規定による風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、飲食店営業者又は接客業務受託営</p>	<p>(許可等しない旨の通知)</p> <p>第2条 法第5条第3項又は第10条の2第4項 <u>(法第31条の23において準用する場合を含む。)</u>の規定による通知は、様式第1号による決定通知書により行うものとする。</p> <p>(承認等の通知)</p> <p>第3条 公安委員会は、法第7条第1項、第7条の2第1項、第7条の3第1項又は第9条第1項 <u>(法第31条の23において準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>に規定する相続、法人の合併若しくは分割又は構造設備の変更の承認をしたときは、当該承認の申請を行った者に対し、様式第2号による承認通知書によりその旨を通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理者の解任勧告)</p> <p>第4条 法第24条第5項 <u>(法第31条の23において準用する場合を含む。)</u>の規定による管理者の解任勧告は、様式第4号による解任勧告書により行うものとする。</p> <p>(指示)</p> <p>第5条 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の9第1項、第31条の14、第31条の19第1項、<u>第31条の24</u>、第34条又は第35条の4第1項の規定による風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、<u>特定遊興飲食店営業</u></p>

業を営む者に対する指示は、様式第5号による指示書により行うものとする。

(営業の停止等)

第6条 公安委員会は、次に掲げる処分をするときは、当該処分を受ける者に対し、様式第6号による営業停止等処分通知書によりその旨を通知するものとする。

(1) 法第26条第1項又は第2項の規定による風俗営業の許可の取消し又は営業の停止命令

(2)～(6) (略)

(7)～(10) (略)

者、飲食店営業者又は接客業務受託営業を営む者に対する指示は、様式第5号による指示書により行うものとする。

(営業の停止等)

第6条 公安委員会は、次に掲げる処分をするときは、当該処分を受ける者に対し、様式第6号による営業停止等処分通知書によりその旨を通知するものとする。

(1) 法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消し又は当該風俗営業の停止命令

(2) 法第26条第2項の規定による飲食店営業の停止命令

(3)～(7) (略)

(8) 法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消し又は当該特定遊興飲食店営業の停止命令

(9) 法第31条の25第2項の規定による飲食店営業の停止命令

(10)～(13) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

第 号
年 月 日

決 定 通 知 書

住 所
氏名又は名称 殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった風俗営業等の規制及び業務の適正化等

に関する法律 第3条第1項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による 第10条の2第1項

風俗営業の許可
特例風俗営業者の認定
特定遊興飲食店営業の許可
特例特定遊興飲食店営業者の認定
については、次の理由により行

われないこととしたので、同法 第5条第3項（同法第31条の23において準用
第10条の2第4項

する場合を含む。）の規定に基づき通知します。

1 営業の種別

2 理由

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

第 号

承認通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった

相 続

風 俗 営 業 の 法 人 の 合 併
特定遊興飲食店営業 の 法 人 の 分 割 については、

営業所の構造又は設備の変更

これを承認するので通知します。

年 月 日

静岡県公安委員会 印

第 号
年 月 日

決 定 通 知 書

住 所
氏名又は名称 殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった風俗営業等の規制及び業務の適正化等に
関する法律 第7条第1項
第7条の2第1項 (同法第31条の23において準用する場合を含む。)
第7条の3第1項
第9条第1項

の規定による 相 続
法 人 の 合 併
法 人 の 分 割 の承認については、次の理由により行わ
営業所の構造又は設備の変更
ないこととしたので通知します。

1 営業の種別

2 理由

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。